

2024年7月度 広告相談レポート

1. 相談受付件数・相談者の内訳

7月の全体の相談受付件数は計105件で、前月度と比較すると10件減（新車関係6件減、中古車関係7件減、その他3件増）、対前年同月比では10件減（新車関係15件増、中古車関係32件減、その他7件増）となっています。

相談者の内訳は、「メーカー系ディーラー」からの問い合わせ等が多く全体の約26%（27件）を占めており、また、「広告代理店」からの問い合わせ等における広告主が「メーカー系ディーラー」となる問い合わせ等（10件）と合わせると全体の約35%（37件）を占めています。

【相談者の内訳・2024年7月】

相談者	新車関係	中古車関係	その他	計
相談者	44	52	9	105
広告代理店	14	8	4	26
メーカー系ディーラー	15	10	2	27
自動車関係団体	5	12	0	17
中古車専門店	1	17	1	19
中古車情報誌社	0	2	1	3
メーカー	9	0	1	10
新聞社	0	1	0	1
テレビ・ラジオ局	0	0	0	0
その他	0	2	0	2

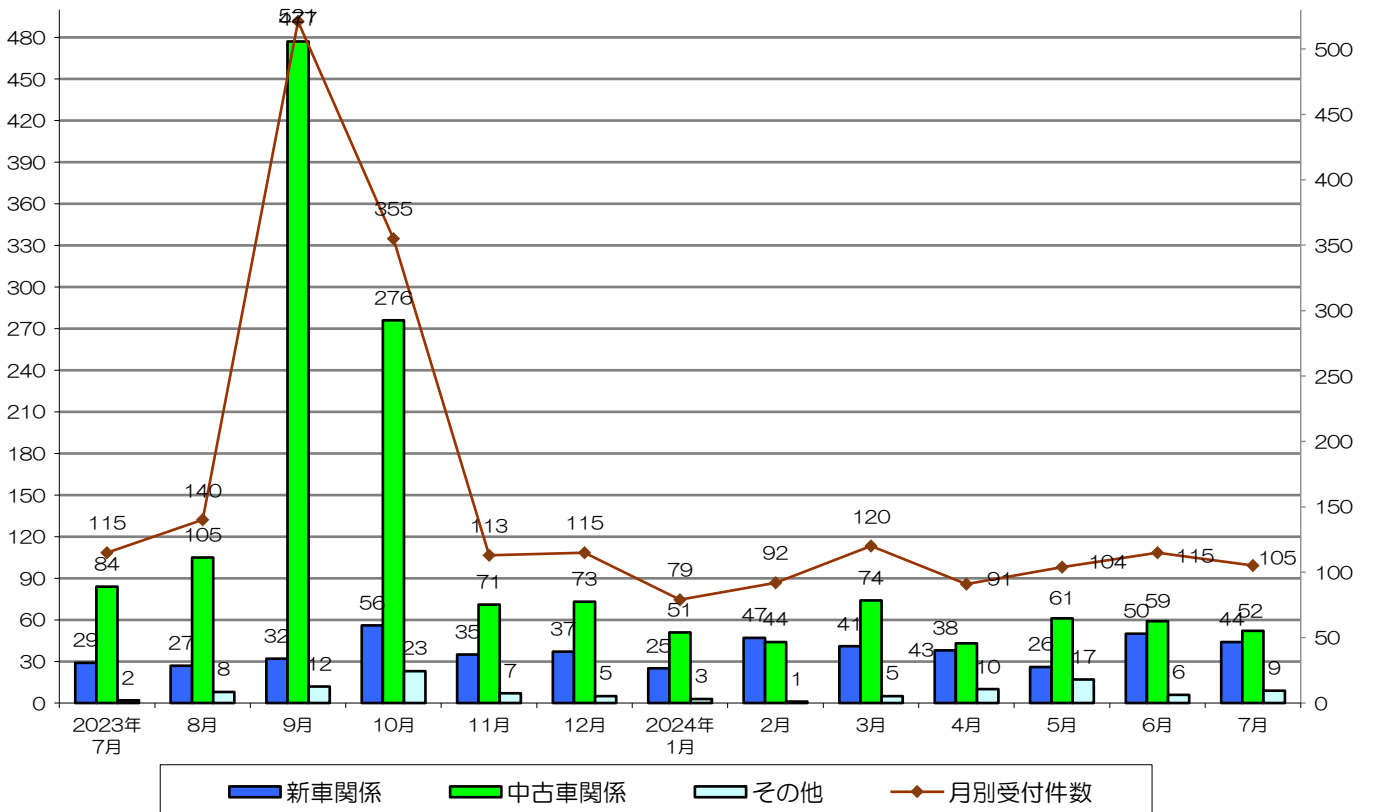


広告代理店からの問い合わせにおける広告主の内訳	
メーカー	6
メーカー系ディーラー	10
中古車専門店	5
その他	5

【相談受付件数の推移・2023年7月～2024年7月】

<車両区分別受付件数>

【月別受付件数】



2. 新車関係

表示関係については、『価格表示』に関する問い合わせ等が42.4%を占めており、「表示方法」や「割賦・リース」に関する問い合わせ等が寄せられています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	33	75.0%	その他相談	2	4.5%
景品関係	9	20.5%	合計	44	100.0%

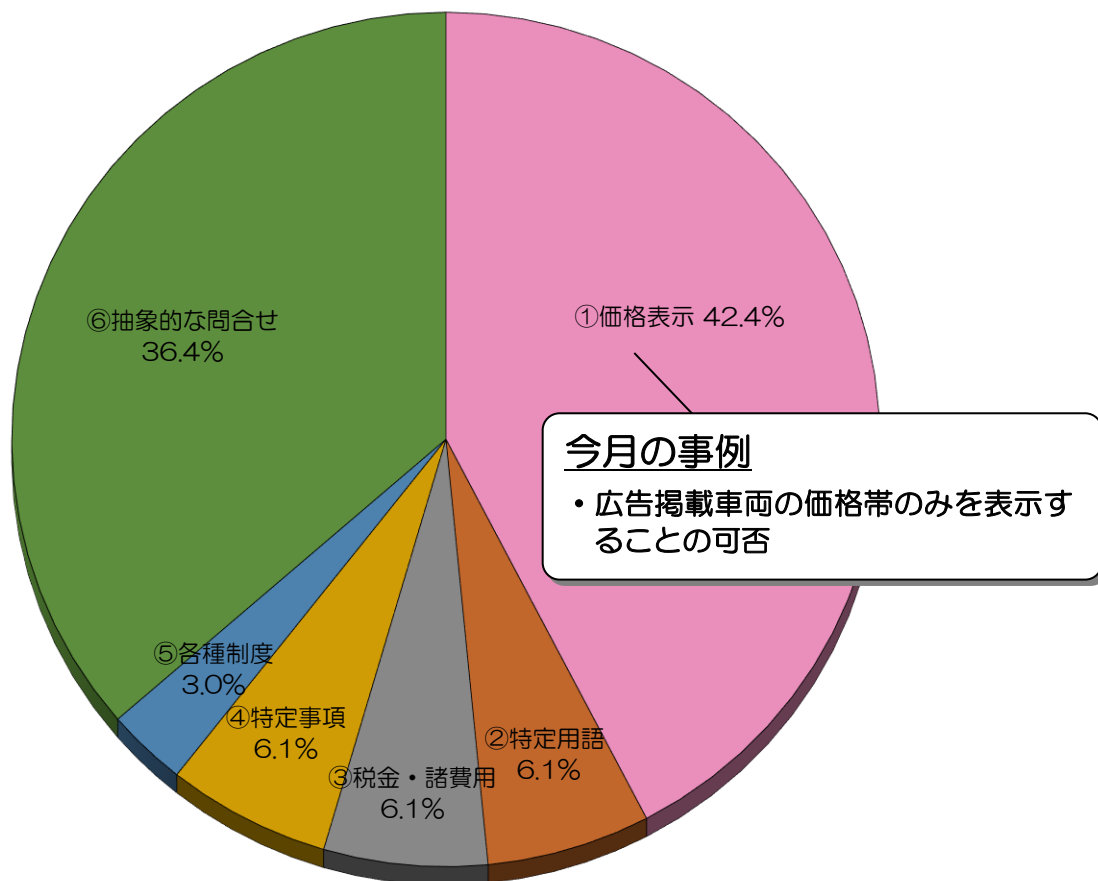
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	14	42.4%	④特定事項	2	6.1%
表示方法	5	15.2%	ランキング	1	3.0%
付属品・特別仕様	1	3.0%	特別仕様・限定	1	3.0%
値引き表示	2	6.1%	⑤各種制度	1	3.0%
割賦・リース	5	15.2%	補助金関係	1	3.0%
その他（価格）	1	3.0%	⑥抽象的な問合せ	12	36.4%
②特定用語	2	6.1%	広告表現の可否	7	21.2%
抽象的用语	2	6.1%	企画の可否	2	6.1%
③税金・諸費用	2	6.1%	抽象的な問合せ	3	9.1%
諸費用	2	6.1%	合計	33	100.0%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	4	44.4%	オープン懸賞	1	11.1%
一般懸賞(抽選等)	1	11.1%	抽象的な問合せ	3	33.3%
			合計	9	100.0%

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



広告表示に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

〔広告掲載車両の価格帯のみを表示することの可否〕

Q. チラシ広告で、発売されたばかりの新型車を告知する際、掲載する新型車の写真をイメージとして掲載し、併せて、その車種の価格帯のみを表示したいのですが、問題ないでしょうか？

【問題となる広告表示の例】



Newスカーレット登場!!

車両本体価格
150万円~198万円

写真はイメージです

※価格には保険料、税金(消費税を除く)、自動車リサイクル料金、その他登録等に伴う費用等は含まれておりません

A. 広告に、車両の写真と併せて販売価格を表示する場合は、掲載車両を特定し、その販売価格及び以下の必要表示事項を明瞭に表示してください。

①車名及び主な仕様区分

車名の他に、グレード、排気量、ミッションタイプ等、車両を特定するために必要な項目

②価格の説明

販売価格には、保険料、税金(消費税を除く)、自動車リサイクル料金、その他登録等に伴う費用等は含まれていない旨

なお、上記の表示を行った上で、その車種の価格帯を参考として表示*することは問題ありません。

※参考として表示とは……販売価格の表示と文字の大きさを同等以下にするとともに、配色等にも注意するなど、広告掲載車両の販売価格より目立たないように表示すること

【正しい広告表示の例】



Newスカーレット登場!!

スカーレットS
車両本体価格 **198万円**

PHOTO:スカーレットS

スカーレット価格帯
スカーレットC 150万円 ~ スカーレットS 198万円

※価格には保険料、税金(消費税を除く)、自動車リサイクル料金、その他登録等に伴う費用等は含まれておりません

3. 中古車関係

表示関係については、『価格表示』に関する問い合わせ等が37.2%を占めており、「値引き表示」や「支払総額」に関する問い合わせ等が寄せられています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	43	82.7%	その他相談	7	13.5%
景品関係	2	3.8%	合計	52	100.0%

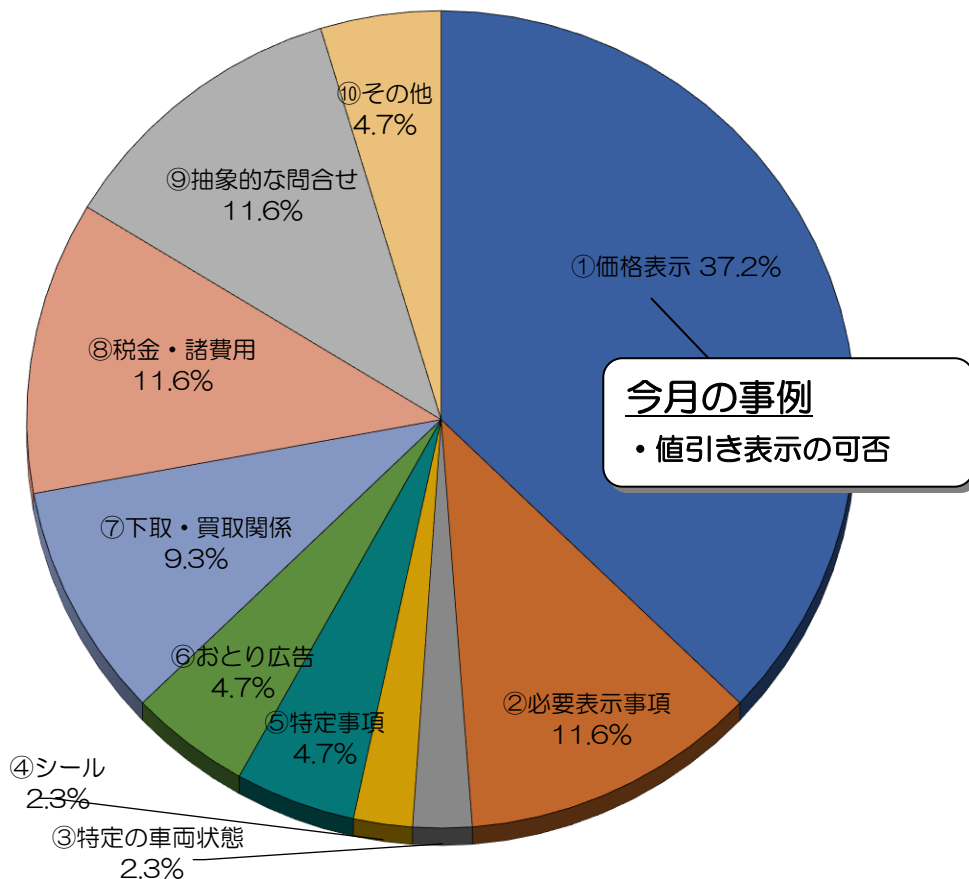
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	16	37.2%	⑤特定事項	2	4.7%
表示方法	4	9.3%	最上級	2	4.7%
値引き表示	6	14.0%	⑥おとり広告	2	4.7%
支払総額	5	11.6%	⑦下取・買取関係	4	9.3%
その他（価格）	1	2.3%	⑧税金・諸費用	5	11.6%
②必要表示事項	5	11.6%	諸費用	4	9.3%
走行距離数	1	2.3%	その他（税金・諸費用）	1	2.3%
車検証の有効期限	1	2.3%	⑨抽象的な問合せ	5	11.6%
修復歴の有無	1	2.3%	広告表現の可否	4	9.3%
必要表示事項全般	2	4.7%	抽象的な問合せ	1	2.3%
③特定の車両状態	1	2.3%	⑩その他	2	4.7%
④シール	1	2.3%	合計	43	100.0%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率
抽象的な問合せ	2	100.0%
合計	2	100.0%

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



今月の事例
・値引き表示の可否


広告表示に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

〔値引き表示の可否〕

Q. 当店は、毎月末に販売価格の見直しを行っています。月初に出すチラシ広告に、支払総額と併せて「価格見直しました！最大10万円Down！！」と、値引額を表示したいのですが、問題ないでしょうか？

【問題となる広告表示の例】

価格見直しました！ 最大10万円 Down↘↘



保付

修無

整付


10万円 Down↘

支払総額 92万円

車両価格 82万円
諸費用 10万円

スカーレット1.5S

■初度登録2021年 ■社バ -
■検2024年8月 ■8.2万km
■.....■.....■.....



保付

修無

整付


7万円 Down↘

支払総額 78万円

車両価格 68万円
諸費用 10万円

ヒラカワ1.5G

■初度登録2020年 ■社バ -
■検2025年7月 ■6.4万km
■.....■.....■.....



保付

修無

整付

5万円 Down↘

支払総額 41万円

車両価格 31万円
諸費用 10万円

スモールB

■初度登録2020年 ■フル -
■検2025年1月 ■9.9万km
■.....■.....■.....

※ 支払総額には、保険料、税金(法定費用含む)、登録等に伴う費用(検査登録手続代行費用、車庫証明手続代行費用)、リサイクル預託金相当額等、購入時に最低限必要なすべての費用が含まれております。

※ 支払総額は、7月現在、県内登録(届出)で店頭納車の場合の価格です。
お客様の要望に基づくオプション等の費用は別途申し受けます。

A. 中古車は、品質劣化や車検残及び自賠責、自動車税の未経過分の減少等による経済価値の下落など、時間の経過とともに商品の同一性が失われていく商品であることから、「過去の販売価格」等を比較対照価格とした中古車の二重価格表示（値引き表示）は、一般消費者に販売価格が実際のものよりも著しく安いと誤認される不当な二重価格表示に該当するおそれがあるため、行うことはできません。

<中古車における二重価格表示の考え方>

- ◆二重価格表示とは、自己の販売価格に当該販売価格より高い他の価格（これを「比較対照価格」といいます）を併記して表示するものをいい、その内容が適切な場合には、一般消費者の適正な価格選択と事業者間の価格競争の促進に資する面があります。
- ◆しかしながら、「同一ではない商品の価格」を比較対照価格に用いる場合や、「実際とは異なる」又は「曖昧な」表示が行われる場合は、一般消費者に販売価格が安いとの誤認を与える不当表示に該当するおそれがあります。
- ◆二重価格表示は、一般的には「過去の販売価格」、「市価や特定の競争事業者の販売価格」、「希望小売価格（新車時価格）」を比較対照価格に用いて表示が行われますが、中古車は、以下のような特性のある商品であることから、二重価格表示にはなじまない商品であると言えます。
 - ① 車両の品質劣化や車検残及び自賠責・自動車税の未経過分の減少等により経済価値が下落（値落ち）するなど、時間の経過とともに商品の同一性が失われていく商品であること
 - ② 車名や年式、走行距離等が同じであっても、使用状況等により一台毎に品質が異なる商品であり、同一の商品に関する市価や特定の競争事業者の販売価格を算定することは困難であること
 - ③ 一旦登録され、又、使用に供された商品であり、新車と中古車は品質や経済価値が異なる商品である（新車と中古車は同一商品とは言えない）こと